

## 第1章

# 公共ホール評価指標の構築に向けて

佐藤 望

### 良い公共ホール<sup>1)</sup>とは

2003（平成15）年、地方自治法の改正による指定管理者制度の導入をきっかけに、多くの公立文化施設が運営のあり方の見直しを迫られている。この法律改正で、あらゆる公共セクターを、可能な限り民間にまかせて費用対効果の向上を図ろうという政策目標のもとに、株式会社やNPO、民間会社に公立文化施設の管理による管理が可能となった。多くの施設が、集客性の高い事業に偏り、長期的な展望を持ち、先駆的な事業が行いにくくなったり、そもそもの施設の設置目的が見えにくくなるのではないかと、という懸念も持っている<sup>2)</sup>。指定管理者制度の導入の背景は、1990年代後半以降、ますます声高に叫ばれていったいわゆる行政の無駄に対する批判を背景にしていると言えるだろう。効果の曖昧な公共事業、不明瞭な政策決定と社会のあらゆる階層に広がる癒着体質と、地域住民が行政当局に向ける目はますます厳し

1) 本書で対象とする「公共ホール」の定義に関しては、16-17頁を参照。

2) 財団法人地域創造が行った指定管理者制度を巡る、全国の公立文化施設へのアンケート調査にも、各施設の戸惑いが明らかにあらわれている（地域創造 2005年、p. 2）。